

平成28年4月版歯科診療行為マスター登録内容の一部変更（H28.9.23現在）

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
A102-00	301055610	看護必要度加算3（特定機能病院入院基本料）	5	省略名称	看護必要度加算3（特定機能病院入院基本料）	看護必要度加算2（特定機能病院入院基本料）	訂正（省略名称誤りのため）
A303-00	301025510	緩和ケア病棟入院料（30日以内の期間）	5	通則加算グループ	A043	A001	「疑義解釈資料の送付について（その7）」（事務連絡平成28年9月15日）に基づき変更
A303-00	301031710	緩和ケア病棟入院料（31日以上60日以内の期間）	5	通則加算グループ	A043	A001	〃
A303-00	301031810	緩和ケア病棟入院料（61日以上）の期間）	5	通則加算グループ	A043	A001	〃
A304-00	301031910	小児入院医療管理料1	5	通則加算グループ	A043	A001	〃
A304-00	301032010	小児入院医療管理料2	5	通則加算グループ	A043	A001	〃
A304-00	301032110	小児入院医療管理料3	5	通則加算グループ	A043	A001	〃
A304-00	301032210	小児入院医療管理料4	5	通則加算グループ	A043	A001	〃
A304-00	301032310	小児入院医療管理料5	5	通則加算グループ	A043	A001	〃
A305-00	301051110	特定一般病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理1）	5	通則加算グループ	A043	A001	〃
A305-00	301051210	特定一般病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理2）	5	通則加算グループ	A043	A001	〃
A306-00	301049010	地域包括ケア病棟入院料1（1日につき）	5	通則加算グループ	A043	A001	〃
A306-00	301049110	地域包括ケア病棟入院料1（生活療養を受ける場合）（1日につき）	5	通則加算グループ	A043	A001	〃
A306-00	301049210	地域包括ケア入院医療管理料1（1日につき）	5	通則加算グループ	A043	A001	〃
A306-00	301049310	地域包括ケア入院医療管理料1（生活療養を受ける場合）（1日につき）	5	通則加算グループ	A043	A001	〃

※備考に適用年月の記載がないものは、平成28年4月診療分から適用

平成28年4月版歯科診療行為マスター登録内容の一部変更（H28.9.23現在）

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
A306-00	301049410	地域包括ケア病棟入院料2（1日につき）	5	通則加算グループ	A043	A001	「疑義解釈資料の送付について（その7）」（事務連絡平成28年9月15日）に基づき変更
A306-00	301049510	地域包括ケア病棟入院料2（生活療養を受ける場合）（1日につき）	5	通則加算グループ	A043	A001	〃
A306-00	301049610	地域包括ケア入院医療管理料2（1日につき）	5	通則加算グループ	A043	A001	〃
A306-00	301049710	地域包括ケア入院医療管理料2（生活療養を受ける場合）（1日につき）	5	通則加算グループ	A043	A001	〃
A306-00	301049810	地域包括ケア病棟入院料1（特定地域）（1日につき）	5	通則加算グループ	A043	A001	〃
A306-00	301049910	地域包括ケア病棟入院料1（生活療養を受ける場合）（特定地域）（1日につき）	5	通則加算グループ	A043	A001	〃
A306-00	301050010	地域包括ケア入院医療管理料1（特定地域）（1日につき）	5	通則加算グループ	A043	A001	〃
A306-00	301050110	地域包括ケア入院医療管理料1（生活療養を受ける場合）（特定地域）（1日につき）	5	通則加算グループ	A043	A001	〃
A306-00	301050210	地域包括ケア病棟入院料2（特定地域）（1日につき）	5	通則加算グループ	A043	A001	〃
A306-00	301050310	地域包括ケア病棟入院料2（生活療養を受ける場合）（特定地域）（1日につき）	5	通則加算グループ	A043	A001	〃
A306-00	301050410	地域包括ケア入院医療管理料2（特定地域）（1日につき）	5	通則加算グループ	A043	A001	〃
A306-00	301050510	地域包括ケア入院医療管理料2（生活療養を受ける場合）（特定地域）（1日につき）	5	通則加算グループ	A043	A001	〃
E999-00	305005490	電子画像管理加算（歯科用3次元エックス線断層撮影の場合）	5	省略名称	C T電	電子画像管理加算（歯科用3次元エックス線断層撮影）	訂正（省略名称誤りのため）

※備考に適用年月の記載がないものは、平成28年4月診療分から適用

平成28年4月版歯科診療行為マスター登録内容の一部変更（H28.9.23現在）

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
M002-00	313002650	装着（歯冠修復（1個につき）（間接法による支台築造物の再装着））	5	基本名称	装着（歯冠修復（1個につき）（間接法による支台築造物の再装着））	装着（歯冠修復（1個につき）（メタルコアによる支台築造物の再装着））	訂正（基本名称誤りのため）
				省略名称	再装着（間接法支台築造物）	再装着（メタルコア支台築造物）	訂正（省略名称誤りのため）
M010-00	313011120	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（大臼歯（インレー（単純なもの））））	5	点数等（新又は現点数）	145.00	168.00	【平成28年10月診療分から適用】 保医発0921第1号「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について」に基づき変更
				点数等（旧点数）	168.00	154.00	
M010-00	313011220	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（大臼歯（インレー（複雑なもの））））	5	点数等（新又は現点数）	268.00	311.00	"
				点数等（旧点数）	311.00	284.00	
M010-00	313011320	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（大臼歯（5分の4冠）））	5	点数等（新又は現点数）	337.00	392.00	"
				点数等（旧点数）	392.00	358.00	
M010-00	313011420	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（大臼歯（全部金属冠）））	5	点数等（新又は現点数）	425.00	493.00	"
				点数等（旧点数）	493.00	450.00	
M010-00	313011520	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（小臼歯・前歯（インレー（単純なもの））））	5	点数等（新又は現点数）	99.00	115.00	"
				点数等（旧点数）	115.00	105.00	
M010-00	313011620	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（小臼歯・前歯（インレー（複雑なもの））））	5	点数等（新又は現点数）	196.00	228.00	"
				点数等（旧点数）	228.00	208.00	

※備考に適用年月の記載がないものは、平成28年4月診療分から適用

平成28年4月版歯科診療行為マスター登録内容の一部変更（H28.9.23現在）

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
M010-00	313011720	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（小臼歯・前歯（4分の3冠）））	5	点数等（新又は現点数）	242.00	281.00	【平成28年10月診療分から適用】 保医発0921第1号「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について」に基づき変更
				点数等（旧点数）	281.00	257.00	
M010-00	313011820	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（小臼歯・前歯（5分の4冠）））	5	点数等（新又は現点数）	242.00	281.00	”
				点数等（旧点数）	281.00	257.00	
M010-00	313011920	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（小臼歯・前歯（全部金属冠）））	5	点数等（新又は現点数）	304.00	353.00	”
				点数等（旧点数）	353.00	322.00	
M011-00	313014120	レジン前装金属冠（1歯につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合）	5	点数等（新又は現点数）	378.00	439.00	”
				点数等（旧点数）	439.00	401.00	
M017-00	313015720	ポンティック（1歯につき）（鋳造ポンティック（金銀パラジウム合金（金12%以上）（大臼歯）））	5	点数等（新又は現点数）	489.00	567.00	”
				点数等（旧点数）	567.00	518.00	
M017-00	313015820	ポンティック（1歯につき）（鋳造ポンティック（金銀パラジウム合金（金12%以上）（小臼歯）））	5	点数等（新又は現点数）	368.00	427.00	”
				点数等（旧点数）	427.00	390.00	
M017-00	313016120	ポンティック（1歯につき）（金属裏装ポンティック（金銀パラジウム合金（金12%以上）（前歯）））	5	点数等（新又は現点数）	199.00	231.00	”
				点数等（旧点数）	231.00	211.00	

※備考に適用年月の記載がないものは、平成28年4月診療分から適用

平成28年4月版歯科診療行為マスター登録内容の一部変更（H28.9.23現在）

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
M017-00	313016220	ポンティック（1歯につき）（金属裏装ポンティック（金銀パラジウム合金（金12%以上）（小臼歯）））	5	点数等（新又は現点数）	250.00	290.00	【平成28年10月診療分から適用】 保医発0921第1号「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について」に基づき変更
				点数等（旧点数）	290.00	265.00	
M017-00	313016420	ポンティック（1歯につき）（レジン前装金属ポンティック（金銀パラジウム合金（金12%以上）））	5	点数等（新又は現点数）	294.00	341.00	”
				点数等（旧点数）	341.00	311.00	
M020-00	313018920	鑄造鉤（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（双子鉤（大・小臼歯）））	5	点数等（新又は現点数）	391.00	454.00	”
				点数等（旧点数）	454.00	414.00	
M020-00	313019020	鑄造鉤（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（双子鉤（犬歯・小臼歯）））	5	点数等（新又は現点数）	306.00	355.00	”
				点数等（旧点数）	355.00	324.00	
M020-00	313019120	鑄造鉤（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（二腕鉤（レストつき）（大臼歯）））	5	点数等（新又は現点数）	268.00	311.00	”
				点数等（旧点数）	311.00	284.00	
M020-00	313019220	鑄造鉤（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（二腕鉤（レストつき）（犬歯・小臼歯）））	5	点数等（新又は現点数）	233.00	271.00	”
				点数等（旧点数）	271.00	247.00	
M020-00	313019320	鑄造鉤（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（二腕鉤（レストつき）（前歯（切歯））））	5	点数等（新又は現点数）	216.00	251.00	”
				点数等（旧点数）	251.00	229.00	

※備考に適用年月の記載がないものは、平成28年4月診療分から適用

平成28年4月版歯科診療行為マスター登録内容の一部変更（H28.9.23現在）

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
M021-02	313026520	コンビネーション鉤（1個につき）（鑄造鉤に金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合（前歯））	5	点数等（新又は現点数）	152.00	169.00	【平成28年10月診療分から適用】 保医発0921第1号「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正に基づき変更
				点数等（旧点数）	169.00	158.00	
M021-02	313026620	コンビネーション鉤（1個につき）（鑄造鉤に金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合（犬歯・小臼歯））	5	点数等（新又は現点数）	160.00	179.00	〃
				点数等（旧点数）	179.00	167.00	
M021-02	313026720	コンビネーション鉤（1個につき）（鑄造鉤に金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合（大臼歯））	5	点数等（新又は現点数）	178.00	199.00	〃
				点数等（旧点数）	199.00	186.00	
M023-00	313020620	バー（1個につき）（鑄造バー（金銀パラジウム合金（金12%以上）））	5	点数等（新又は現点数）	626.00	727.00	〃
				点数等（旧点数）	727.00	664.00	

【基本・通則加算対応テーブル】

変更区分	グループ番号	基本・通則加算対応テーブル加算項目			変更箇所	変更後	変更前	備考
		加算コード	診療行為コード	診療行為名称				
3	A043	AA005	301003890	外泊（特定入院料の減額）	01	新 設		「疑義解釈資料の送付について（その7）」（事務連絡平成28年9月15日）に基づき変更
3	A043	AA007	301004090	外泊（特定入院料の減額）（精神障害等の患者）	01	新 設		〃
3	A043	AA032	301051470	栄養管理体制減算規定該当（特定入院料及び短期滞在手術等基本料2）	02	新 設		〃

※備考に適用年月の記載がないものは、平成28年4月診療分から適用

【実日数関連テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
A102-00	301055610	看護必要度加算3（特定機能病院入院基本料）	5	省略名称	看護必要度加算3（特定機能病院入院基本料）	看護必要度加算2（特定機能病院入院基本料）	訂正（省略名称誤りのため）

※備考に適用年月の記載がないものは、平成28年4月診療分から適用